平成22年第5回臨時会 斑鳩町議会会議録

平成22年11月30日 午前9時30分 開会 於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(13名)

1番 宮崎和彦

2番 小林 誠

3番 中川靖広

4番 吉野俊明

5番 伴 吉晴

6番 紀 良治

7番 嶋田善行

9番 中西和夫

10番 浦 野 圭 司

11番 飯 髙 昭 二

13番 里川 宜志子

14番 木澤正男

15番 木 田 守 彦

1, 欠席議員(1名)

12番 辻 善 汝

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係長 安藤容子

1,地方自治法第121条による出席者

町 長 小 城 利 重 副 町 長 池 田 善 紀 教 育 長 栗 本 裕 美 総 務 部 長 清 水 建 也 総 務 課 長 乾 善 亮 総務課参 事 吉 田 昌 敬 企画財政課長 西 Ш 肇 税 務 課 長 加 藤 惠 三 住民生活部長 西 本 喜 一 福 祉 課 長 佐 藤 滋 生 巻 男 福祉課参事 水 修 一 国保医療課長 西 昭 清 国保医療課参事 寺 田 良信 健康対策課長 西 梶 浩 司 環境対策課長 栗 本 公 生 都市建設部長 藤川岳 志

観光産業課長 川端伸和 建設課長 今 西 弘 至 加藤保幸 都市整備課長 会計管理者 野 﨑 一 也 教委総務課長 植村俊彦 生涯学習課長 黒 﨑 益 範 上下水道部長 谷口裕司 上 水 道 課 長 清水孝悦 下 水 道 課 長 上 田 俊 雄

1,議事日程

日程 1. 会議録署名議員の指名

日程 2. 会期の決定について

日程 3. 議案第40号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 の一部を改正する条例について

日程 4. 議案第41号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改 正する条例について

日程 5. 発議第12号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例について

1,本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開会)

○議長(中西和夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。なお、辻議員から欠席の報告を受けています。

これより、平成22年第5回斑鳩町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長(小城利重君) 皆さん、おはようございます。

平成22年第5回町議会臨時会の開催に当たり一言あいさつを申し上げます。

本日、町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様には、お繰り合わせの上ご 出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。平素から、町政諸般にわたり格別のご支援とご 協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、本臨時会には、議案第40号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第41号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての2議案を付議させていただいております。何とぞ温かいご審議を賜りまして、すべて原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、提出議案の説明は後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますけれど も招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(中西和夫君) ただいまから議事に入ります。

本臨時会の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。本臨時会の会議録署名議員には、5番、伴議員、6番、紀議員を指名いたします。 両議員には、会期中よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を、本日1日と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日1日と決定 いたしました。

続きまして、日程3、議案第40号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程4、議案第41号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、日程5、発議第12号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、以上3議案を一括上程いたします。

町長から、本臨時会に付議されました2議案について、総括提案説明を求めます。小 城町長。

○町長(小城利重君) 本臨時会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明 させていただきます。

はじめに、議案第40号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の 一部を改正する条例についてであります。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、今国会に提出されたと ころであります。当町の特別職の職員につきましても、この改正に準拠し、所要の改正 を行うものであります。

改正の内容といたしましては、町長、副町長の本年度の12月期の期末手当の支給月数を0.15月、引き下げるものであります。また、来年度の期末手当の支給月数につきまして、6月期を1.4月、12月期を1.55月に配分を変更させていただくものであります。

次に、議案第41号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例についてであります。

平成22年度の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、今国会に提出されたところであります。当町の一般職の職員につきましても、この改正に準拠することを基本としたうえで、また、奈良県人事委員会の勧告も踏まえて、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容といたしましては、月例給で平均 0.0 7%の引き下げと、本年度の 1 2 月期の期末・勤勉手当の支給月数を 0.2 月、引き下げるものであります。また、 来年度の 6 月期と 1 2 月期の期末・勤勉手当の支給月数について、その配分を変更させていただくものであります。

なお、今回の改正につきましては、年間給与でみて公務員と民間との均衡が図られるように、平成22年4月から11月までの月例給及び6月の期末・勤勉手当に係る較差相当分の額を12月期の期末手当で調整することとしております。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましても、あたたかいご審議を賜りまして、原 案どおり議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(中西和夫君) これより、議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程3、議案第40号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会 付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第40号については、委員会付 託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。清水総務部長。

○総務部長(清水建也君) それでは、議案第40号 特別職の職員で常勤のものの給与 及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第40号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に

関する条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成22年11月30日提出

斑鳩町長 小城利重

本議案の改正内容につきましては、恐れ入ります、議案書の最後のページの要旨を見ていただきながら説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

平成22年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告による一般職の国家公務員の給与の改定に伴いまして、特別職の国家公務員の給与の額を改定する特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が今国会に提出をされまして、去る11月26日

に可決をされたところでございます。

この法律の一部改正に準じまして、今年度の町長、副町長の12月期の期末手当の支給月数を、現行の1.65月から1.5月に0.15月引き下げ、来年度からは6月期と12月期にその減となります0.15月をそれぞれ配分する改正でございます。

施行期日につきましては、本年12月期の期末手当の支給月数の引き下げにつきましては、本日議決をいただきましたならば本年12月1日からとし、来年度の6月期と12月期の期末手当の支給月数の配分変更につきましては、平成23年4月1日からとしております。

なお、条例の一部改正の本文及び新旧対照表の説明につきましては、省略をさせてい ただきます。

以上をもちまして説明とさせていただきますが、原案どおり可決をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(中西和夫君) 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。 14番、木澤議員。
- ○14番(木澤正男君) 一定総務委員会でもお尋ねをしましたので、その点については 省略をしますが、来年度の期末手当の支給月数について、6月期は1.4と、12月期 を1.55としているその意図について、確認だけさせていただきたいと思います。
- ○議長(中西和夫君) 清水総務部長。
- ○総務部長(清水建也君) 6月期と12月期におきます月数の考え方といたしまして、 従来から、夏、それと冬のバランスといたしましては、冬期の方が多いと、年末という ことで、年末に色々費用が要るということで、従来から12月期の方が支給月数が多い ということから、今回の改正に伴いまして、その引き下がった0.15月をそれに見合 う形で合わせていったということでございます。
- ○議長(中西和夫君) ほか、ございませんか。これをもって議案第40号に関する質疑 を終結いたします。

議案第40号については、討論の申し出があります。よってこれより討論を行います。 初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。14番、木澤議員。

○14番(木澤正男君) それでは、議案第40号 特別職の職員で常勤のものの給与及 び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を述べさせて いただきます。 この条例改正は、2010年度の人事院勧告に伴って行われるものであり、町長、副町長の期末手当を0.15月分引き下げる、また来年度の期末手当の配分も変更するという内容のものです。今年度の12月分では、金額にすると、町長、副町長両方で28万8,424円の引き下げになります。また、この後にも一般職の職員の給与に関する条例改正が提案されていますが、この間、民間が給料を下げれば公務員も下げる、また公務員が下げれば民間も下げるということが続き、こうした繰り返される賃下げが景気悪化に拍車をかけています。

この間の情勢を振り返ると、1999年の労働者派遣法の大改悪によって、働くルールが大きく壊されました。派遣労働が原則自由化され、企業は競って正規労働者を非正規に置きかえることで、人件費を削減し利益を確保しました。得た利益は、労働者には還元せず、役員報酬と株主への配当に回し、残りは内部留保としてため込みました。内部留保は、10年間で200兆円以上ふやし、倍増しました。そして、2年前の経済危機に当たっては、非正規労働者を切り捨て、失業者をまちにあふれさせました。また、正規労働者にも賃下げとリストラを押しつけ、利益だけは確保をしています。

経済危機以降の2年間で、企業の内部留保は11兆円の増です。全労連などが2008年度決算をもとに、資本金10億円以上の大企業約5,000社の内部留保を調べたところ、トヨタ自動車は13兆4,026億円、従業員1人当たり4,178万円、NTTドコモは4兆943億円、従業員1人当たり1億8,755万円、キャノンは3兆9,436億円、従業員1人当たり2,362万円といったぐあいです。企業が得た利益を労働者に配分しない。その結果、民間企業で働く労働者が、2009年の1年間に得た平均給与は、国税庁が発表した数字で、前年に比べて23万7,000円、5.5%の減となっています。これは、これまでの最大の減少であった2008年の7,600円、1.7%の減を大幅に上回るものです。

今年の人事院勧告は、この民間給与の実態を反映したものでしょうが、しかし、民間の給与を下げ、これに合わせて公務員賃金を下げる、このことによって民間はさらに下げる。これを繰り返してよいのでしょうか。こうした賃下げが繰り返されることによって、内需の6割を占める個人消費を冷え込ませることは、日本の経済にとって大きなマイナスとなります。大企業がため込んでいる内部留保は、労働者や下請け企業を犠牲にして守られたものです。この内部留保の一部を労働者と下請け企業に還元して、労働者の懐を暖めることによって消費も拡大します。これがまともな経済のあり方ではないで

しょうか。こうしたことから、この間の連続する賃下げの連鎖を断ち切る必要があると 考えます。

また、私は、これまでに、額が多過ぎるということで、常勤特別職、特に町長の退職金の減額を求めてきました。退職した後にそんなにお金は要らないであろうということが理由の一つでしたが、月額の報酬や期末手当については、退職金と同じようには考えていません。きちんと必要な役割を果たしていただく、住民のために仕事をしていただくのに、必要なものまで削減するべきではないと思っています。既に8%のカットをされている状況や、さらにこれまでにも、人事院勧告が出ればそれに沿って引き下げをされてきています。さらに、町の財政状況はおおむね良好に運営されていることから、今回の引き下げは必要ないと考えます。

以上の点から、この議案に対しては反対の立場であることを申し上げ、私の反対討論 とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

- ○議長(中西和夫君) 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。 10 番、浦野議員。
- ○10番(浦野圭司君) 議案第40号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成する立場から意見を申し上げます。

本議案につきましては、人事院の給与勧告を受けて改正される一般職の国家公務員の 給与改定に伴って特別職の国家公務員の給与が改定されることに準じて、当町の町長と 副町長の期末手当を引き下げる改正を行うものであると理解いたします。

この人事院勧告は、今日の非常に厳しい民間の経済情勢を反映した勧告となっており、同時に上程されている当町の一般職の職員の給与改正につきましても、この人事院勧告に沿った改正をされます。当町の厳しい財政状況の中で、これまで町長、副町長は、みずからの給料について減額措置を実施されており、昨年度に引き続き本年度も人事院勧告に沿い期末手当を引き下げるという本条例の改正の考え方には、住民の方々も理解を示されると考えます。

以上のことから、私は本議案に賛成するものであります。議員皆様のご賛同をよろし くお願い申し上げます。

○議長(中西和夫君) これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

議案第40号について、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○議長(中西和夫君) 起立多数であります。よって議案第40号については、賛成多数で可決いたされました。

次に、日程4、議案第41号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会 付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第41号については、委員会付 託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。清水総務部長。

○総務部長(清水建也君) それでは、議案第41号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第41号

斑鳩町の一般職の職員の給与に関する

条例等の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成22年11月30日提出

斑鳩町長 小城利重

本議案の改正内容につきましても、議案書の一番最後のページの要旨を見ていただき ながら説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

平成22年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告が、去る8月10日に行われ、 11月1日には国家公務員の給与改定をこの勧告どおりに実施する旨の閣議決定がされ、 また、今国会におきまして、国家公務員の給与改正法案等が提出され、去る11月26 日に可決をされたところでございます。

このことから、当町職員の給与につきましても、国家公務員の給与改定に準拠することを基本といたしまして、奈良県人事委員会の勧告や当町の実情を踏まえた所要の改正

を行おうとするものであります。

改正内容といたしましては3点ございまして、まず1点目は給料表の改定であります。 当町職員の平均改定率はマイナスの0.07%となります。これは、主に中高年齢層に おいての給料表の改定となっておりまして、職務の給与が低いほど引き下げ率は低く、 職務の給与が高いほど引き下げ率が高くなっておりまして、引き下げ額といたしまして は、職員1人当たり200円から800円となっております。

2点目でございますが、本年12月に支給いたします期末勤勉手当の支給月数の改正でございます。期末手当につきましては、現行の1.5月が1.35月と0.15月の引き下げ、勤勉手当につきましては、現行の0.7月が0.65月と0.05月の引き下げとし、合計で0.2月の引き下げとなります。再任用職員につきましては、勤勉手当のみが現行の0.35月を0.3月にと0.05月の引き下げとなります。

なお、来年度の6月期と12月の期末勤勉手当の支給月数の配分変更をさせていただく改正もあわせて行うわけでございますが、年間合計の支給月数につきましては、本年度と変更がございません。これは、再任用職員の期末勤勉手当も同様でございます。

3点目でございますが、年間給与での引き下げ分の調整でございます。年額の給与額から見て、公務員と民間との均衡が図られるように、本年の4月から11月までの月例給及び6月の期末勤勉手当に係る較差相当分の額を12月期の期末手当で調整することとしております。金額で申しますと、職員1人当たり約9,000円から1万3,000円の減額となります。

なお、その他の改正といたしまして、平成15年度からは3月におけます期末手当の 支給がなくなりまして、6月と12月の期末手当に支給月数の配分がされているわけで ございますが、その際、その改正に漏れがございましたので、まことに申しわけござい ませんが、今回の改正にあわせて改正をさせていただこうと考えております。このこと に関しましての実質的な影響はございません。

施行期日でございますが、給料表の改定、本年の12月期の期末勤勉手当の引き下げ及び年間給与での引き下げ分の調整につきましては、本日議決をいただきましたならば本年12月1日からとし、来年度の6月期と12月期の期末勤勉手当の支給月数の配分の変更改正につきましては、平成23年4月1日からとしております。

条例の一部改正の本文と新旧対照表の説明につきましては、省略をさせていただきます。

ちなみに、この条例の一部改正に伴います人件費の影響額でございますが、全体で、 期末勤勉手当では約1,460万円の減額、年間給与での引き下げ分の調整では約12 0万円の減額となり、合計では約1,580万円の減額となります。

以上をもちまして説明とさせていただきますが、原案のとおり可決をしていただきま すよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(中西和夫君) 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。 13番、里川議員。
- ○13番(里川宜志子君) まず、今、部長の方から影響額などについても説明がありましたが、この12月1日現在の影響を受ける職員の数なんですが、今、斑鳩町の正職員の数、そして臨時職員が何人おられるかということについて、まずお尋ねをしたいと思います。
- ○議長(中西和夫君) 清水総務部長。
- ○総務部長(清水建也君) まず、12月1日現在の正規職員の数でございますが、町長、副町長、教育長を除きますと199人でございます。臨時職員につきましては、出先機関も含めての人数を、今、申し上げられればいいんですけども、本庁在職につきましては20名でございます。その他、保育園でございますとか色々職員おられますけど、総数で約50名程度というふうに考えられます。
- ○議長(中西和夫君) 13番、里川議員。
- ○13番(里川宜志子君) 本庁が20名、プラス出先が50名という数でよろしいんですか。
- ○議長(中西和夫君) 清水総務部長。
- ○総務部長(清水建也君) 本庁で20名、今、ちょっと資料がなくて申しわけないんですけど、出先で約50名という数字だったと思います。
- ○議長(中西和夫君) 13番、里川議員。
- ○13番(里川宜志子君) 予算決算の委員会のときに説明を受けましたときに、一応共済の関係の負担率の変更もあるということで、負担率、町が影響を受けるのが980万円あるということは、職員さんらにとってもその程度の負担の影響があるというふうに委員会の中で答えていただいております。ほぼ同額が、職員さんたちの個人負担としての負担が、職員さんたちの負担もふえているという状況があると思うんですが、この共済の負担につきましては、正職だけではなく臨時職員さんの分も影響をしているという

ふうに考えてよろしいんですか。

- ○議長(中西和夫君) 清水総務部長。
- ○総務部長(清水建也君) 共済組合に加入しておりますのは正規職員でございまして、 臨時職員につきましては厚生年金の方に加入してございますので、この直接の影響はご ざいません。
- ○議長(中西和夫君) 13番、里川議員。
- ○13番(里川宜志子君) わかりました。およそ1人当たりどれぐらいの職員さんたち の負担増になっているのかということも気になりましたので、お尋ねをさせていただき ました。

それと、以前にこういうふうに一般職の職員さんたちの給料や期末手当が下がってきたときに、臨時職員さんにつきましては要綱で定められておりまして、給料とか期末手当の関係が。で、私たち議会の方にその要綱は何ら相談もなく、知らないうちに急激に引き下げるというようなことが以前に行われました。今回につきまして、正職に関しまして人事院勧告に従ってこういうふうに議案を出してこられてますけれども、臨時職員さんについては下がらないというふうに、これの影響を受けないというふうに私は考えてよろしいんでしょうか。

- ○議長(中西和夫君) 清水総務部長。
- ○総務部長(清水建也君) 臨時職員につきましては、今回、正職の引き下げに伴いまして引き下げるといったことにつきましては、現在のところ考えてございません。
- ○議長(中西和夫君) 13番、里川議員。
- ○13番(里川宜志子君) わかりました。要綱だからといってむちゃに引き下げるというようなこと、そして議会に何も示さないまま行われる。臨時職員さん70名ほどいらっしゃいます。大きな人数です。そういうことを無理やりすることのないようにお願いをしておきたいと思います。

そして、最後に、この問題は、職員さん一人ずつに大きくかかわる問題ですが、町と しては職員組合との協議をどのようにされたのでしょうか。

- ○議長(中西和夫君) 清水総務部長。
- ○総務部長(清水建也君) 職員組合との協議でございます。去る11月15日に、今回 の国家公務員の給与に係ります人事院勧告に対する当町の対応について方針をお示しい たしまして、今日の臨時議会に、先ほど説明をさせていただきました内容で条例改正を

するという旨をお伝えしております。

その協議におきまして、組合からの考え方でございますが、今回の人事院勧告に準拠し、またそれに加えて県人事委員会、または当町の実情に勘案した上の改正、すなわち町職員の給料、ボーナスを民間レベルに引き下げることにつきましても、また4月からの民間の較差を調整することにつきましては、一定の理解を示していただいたということでございます。

申しわけございません。先ほど出先の職員につきましては50名、全体で70名程度 と申し上げました。まことに申しわけございません、もっと臨時職員の数が多うござい まして、申しわけございません、訂正をお願いしたいと思います。全体で190名おり ます。

- ○議長(中西和夫君) 13番、里川議員。
- ○13番(里川宜志子君) 一定の理解をしてもらったというのは、じゃ、組合の方が合意をしたというふうに私たちは理解していいのでしょうか。その辺、ちょっと、部長の答弁では読み取りにくい問題でしたので、そこについて再度お伺いしたいと思います。
- ○議長(中西和夫君) 清水総務部長。
- ○総務部長(清水建也君) 完全に合意したという内容ではございません。と申しますの も、組合の方といたしましては、現在のレベルにつきまして、例えば号級の昇給の基準 につきましても、もっと多く上げていただきたいといったような要求もございますので、 その点につきましては完全に合意したというわけではございません。ただ、先ほど申し ましたように、今回のこの条例の改正の内容については、理解を示していただいている ということでございます。
- ○議長(中西和夫君) ほか、ございませんか。これをもって議案第41号に関する質疑 を終結いたします。

議案第41号については、討論の申し出があります。よってこれより討論を行います。 初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。13番、里川議員。

○13番(里川宜志子君) それでは、議案第41号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、毎回感じていることですが、人事院勧告の時期と、そしてそれを実施する時期、 これにつきまして、大変疑問を持っております。いつも、こういう時期に人事院勧告に のっとって閣議決定をされて、各公務員、地方公務員、こういう形で給与を下げますよ、 ボーナス下げますよ、そしたらそれを遡及をさせて行われる。一たん支払ったものを返 せというようなやり方でいつも実施される。このことについて、私は毎回納得が出来な いという思いを持っております。

さらに、今回のことにつきましてもそうなんですが、平成22年4月から11月までの月例給及び6月の期末勤勉手当に係る較差相当分の額を12月期の期末手当で調整すると説明されてます。明らかに、4月から11月までの給料の下げた分、そして6月の期末手当一遍出してる分、これを返しなさい、それを12月の期末手当で調整して返してもらいますよという形で、結局、1、580万という金額が出てきてると。

で、委員会の中で確認をさせていただきましたところ、25歳の独身の職員さんでこのことを実施すると、3万7,000円この期末手当で減額されると。非常に大きい金額です。40歳の妻子のある方で8万6,000円の減額されると。ほんとにこの大きな金額が、思いもよらない、急にそういうふうにされてしまう。

やはり、こういうものにつきましては、今年度中に決めて来年度から実施する。十分に職員さんたちにも説明をしながら理解をしていただいて、それぞれの個人設計、家庭の設計を行っていただく。今、急に、色々計画もある中で、急にこんな大きな金額が減額されるというのは、本当に痛手だと思います。先ほどの討論者にもありました内需拡大というものが、経済政策にとってはとても重要な問題であると私自身も考えております。

そして、さらに、先ほど質問もさせていただきましたが、共済組合の掛け金の変更がありました。その掛け金の変更も、980万円、町と職員と折半ですので、980万円町も持ち出しになると。ということは、この980万円が199人の正職の方、およそ5万円ぐらいがまた職員さんにとっては負担増になっているという状況があるんです。

私は、斑鳩町の職員、見ておりますと、この間に1人当たりの持つ仕事量が大変ふえ、そして丁寧な住民対応が望まれ、そして公務員としての自覚を持ち、勉強をすることを求められ、さらに人事考課制度導入で自己点検をするなどより忙しい状況に追い込まれている中で、さらにやる気というのか、本人の奮起する気持ち、こういうものをどう上の人間が引き出していくのか、どうやる気を持っていただけるのか、私たち議会もそういう努力をすることが住民の皆さんに返っていく問題ですが、ほんとに職員皆さんがそういう思いで頑張っていただかなければならないという状況の中では、組合などともき

ちっとした完全な合意をしてこういう問題は進めていっていただきたいし、そして人事 院勧告の制度そのものについて、斑鳩町として、その取り組みとしては、今後もこうい う形で遡及をさせていくというやり方ではなく、来年度からこれを導入したいというよ うな形で議案として出してこられるということをしていただけたらいいのではないかと いうことを以前よりずっと思っていることですので、この際申し上げておきたいと思い ます。

以上が、私がこの議案に対しての反対する意見でございますが、なお先ほどの総括質疑でも申し上げましたとおり、190人にも及ぶ臨時職員さんが正職の足りない部分を補って精いっぱい低い賃金で頑張っていただいております。この臨時職員さんに影響のないように重ねてお願いを申し上げまして、私の反対の意見とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

- ○議長(中西和夫君) 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。 6番、 紀議員。
- ○6番(紀 良治君) それでは、議案第41号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する 条例等の一部を改正する条例について、賛成する立場から意見を申し上げます。

今日の社会経済情勢は、一昨年秋の世界的な金融危機を契機に大幅に悪化しましたが、 輸出の改善や経済対策の効果によって若干持ち直してきているものの、民間企業の雇用 状況や賃金についてはなお厳しい状況が続いております。

このような経済情勢の中で、今回の人事院勧告においては、公務員の給与が民間の給与を上回っており、またボーナスについても公務員の年間支給月数が民間の支給月数を上回っているとの勧告が、本年8月10日に国会及び内閣に出されました。また、奈良県人事委員会についても、10月6日に、県議会及び知事に対して給与勧告を行っております。

こうした給与勧告制度は、労働基本権が制約されている公務員の適正な処遇を確保するため、情勢適応の原則に基づいて、公務員の給与水準を民間の給与水準に合わせるものとして、公務員給与の決定方式として定着しているものであります。

このことから、今回のこの斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、これらの給与勧告を受けて、国家公務員や県職員の給与改正に沿い給料とボーナスを引き下げる改正が行われており、また4月からの減額調整についても、民間企業の賃金の動向に照らし合わせた妥当な措置であると判断するものでありま

す。

この条例改正には、賛成するものであります。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長(中西和夫君) これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

議案第41号について、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○議長(中西和夫君) 起立多数であります。よって議案第41号については、賛成多数で可決いたされました。

次に、日程 5 、発議第 1 2 号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。11番、飯髙議員。

○11番(飯髙昭二君) まず初めに、発議第12号について朗読をさせていただきます。発議第12号

斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成22年11月30日提出

議会議員

伴 吉晴

飯高昭二

お手元の最後のページの要旨をもって説明とさせていただきます。

斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当

に関する条例の一部を改正する条例 (要旨)

平成22年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告による一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が閣議決定され、国会に提出されております。

この改正に準じて、当町議会議員の本年度の12月期の期末手当の支給月数を1.6 5月から1.50月に0.15月引き下げる改正を行おうとするものでございます。 また、来年度の期末手当の支給月数については、6月期を1.40月、12月期を1. 55月とする改正を行おうとするものでございます。

期末手当支給月数については、表のまとめのとおりでございます。

また、施行期日につきましては、公布日の属する月の翌月の初日から施行、ただし第 2条の改正規定は、平成23年度4月1日から施行するとさせていただいております。 以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(中西和夫君) 本案については、賛否の討論を要するとの申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。14番、木澤議員。

○14番(木澤正男君) それでは、発議第12号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及 び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を述べさ せていただきます。

これについても、同じように人事院勧告に伴って行われるものであり、期末手当を0. 15月分引き下げる。さらに、来年度の期末手当の配分を変更するという内容です。今年度の12月期末手当の引き下げによって、議員全員で影響額は83万340円になります。

先ほど述べましたように、1つには、景気の悪化に拍車をかけるという理由がございます。さらに、議員報酬については、以前に定数を削減するときに、定数を2つ削減するかわりに1つにして、その分報酬を7%カットし、もともと29万8,000円であった月額を、現在は27万6,000円に引き下げています。また、期末手当についても、これまで人事院勧告に沿って引き下げを行ってきました。さらに、斑鳩町議会では、早くから政務調査費を廃止し、議員報酬の中から調査などの必要な経費を捻出し活動をしています。

こうした中で、さらに報酬の引き下げが続くと心配されるのは、ほかに収入がある人でないと議員になれなくなってしまうのではないかという点です。実際に私も議員として活動をさせていただく中で、議員の活動というのは非常に多岐にわたり、議員活動をしながらほかに仕事をしようと思っても、なかなか出来るものではないと感じています。また、逆に、議員報酬というのは、議員が収入の心配なく活動に専念出来るよう、活動費としてだけでなく生活給の役割も果たしており、生活するのに最低限必要なものでなくてはならないと考えます。また、町の財政を見ても、今すぐに引き下げが必要だとは

感じておりません。

そうしたことから、今後新たに議員になろうという方も含め、議員が収入の心配なく その役割を果たしていけるよう、現時点でこれ以上の引き下げは行うべきではないと考 え、甚だ簡単ではございますが、この議案に対する私の反対意見とさせていただきます。 ご清聴ありがとうございました。

- ○議長(中西和夫君) 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。 3 番、中川議員。
- ○3番(中川靖広君) 発議第12号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に 関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を述べさせていただき ます。

議員皆さんもご承知のように、斑鳩町議会では、議会議員の報酬、期末手当の改正に当たっては、これまで特別職等報酬審議会の答申、また国の人事院勧告を終始一貫して尊重する立場をとってまいりました。平成22年度の人事院勧告に準じて議員報酬及び期末手当を改正いたしますと、報酬を平均0.1%引き下げ、期末手当の支給月数を0.15月分引き下げるものであります。

報酬については、平成18年に議会みずから自主的に7%を削減した経緯から考えましても、今回の引き下げは0.1%と少なく、引き下げ幅も1,000円未満でありますことから、今回報酬額の改定を見送ることについては、理解をいたします。

しかし、期末手当については、0.15月の引き下げであり、議員1人当たり平均約5万9,000円の引き下げとなり、決して少なくない金額となっております。この期末手当の引き下げの改定を行わないならば、到底町民の皆さんのご理解は得られないものと考えております。

よって、斑鳩町議会として、人事院勧告を尊重し改正することが我々議員に課せられた責務であると考えますので、発議第12号については賛成をいたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(中西和夫君) これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○議長(中西和夫君) 起立多数であります。よって発議第12号については、賛成多数

で可決いたされました。

以上で本臨時会の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして町長からあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長(小城利重君) 平成22年第5回町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言あい さつを申し上げます。

本日提案させていただきました議案第40号 特別職の職員で常勤のものの給与及び 旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第41号 斑鳩町の一般職の職 員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての2議案を提出させていただき、 慎重かつ熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても温かいご審議により原案ど おりご承認賜りましたことに対しまして、深く感謝を申し上げますと共に厚くお礼を申 し上げます。

諸事業、諸施策の展開に当たっては、精いっぱい努力をしてまいる所存でありますので、議員皆様方には、今後ともより一層の温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長(中西和夫君) これをもって、平成22年第5回斑鳩町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

(午前10時23分 閉会)

